

農地法第4条届出に必要な添付書類

番号	書類名	部数	備考
1	<p style="text-align: right;">4条</p> <p>農地転用届出書</p> <p>※別紙に記載が及ぶ場合は、届出書と別紙を綴じたものを2部ご提出ください。</p>	2	
2	<p>委任状（代理人の場合）</p> <p>要押印となります。</p> <p>来庁者（代理人）の本人確認書類も併せてお持ちください。 （従業員等の立場で委任を受けている場合は、従業員等であることがわかるものをお持ちください。）</p> <p>委任のあった日から3ヶ月以内のものを添付してください。</p>	1	
3	<p>土地の登記事項証明書</p> <p>登記官の氏名・印があるものを添付してください。 （オンライン登記情報提供サービスで取得したものは不可）</p> <p>発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。</p>	1	コピー可 （要原本確認）
4	<p>位置図（都市計画図の写し）</p> <p>表示は、市街化区域と市街化調整区域の境に朱線を、また届出地を明示してください。</p>	1	コピー可
5	<p>公図の写し（仮換地証明添付の場合は不要）</p> <p>発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。</p>	1	コピー可

◎区画整理中の場合

6	<p>仮換地証明</p> <p>届出書の記載は、従前地の下に仮換地を赤字で記入、または赤の下線を引いてください。</p>	1	コピー可 （要原本確認）
7	<p>仮分割協議書（仮分割のある場合）</p>	1	コピー可 （要原本確認）

◎届出人の住所が、土地登記簿謄本と異なる場合

8	<p>住民票あるいは戸籍の附票</p> <p>繋がりを明らかにするもので、発行日から3ヶ月以内のものを添付してください。</p>	1	コピー可 （要原本確認）
---	---	---	-----------------

◎相続による権利移転登記が完了していない場合

9	<p>遺産分割協議書・印鑑証明書（相続人）</p>	1	コピー可 （要原本確認）
---	---------------------------	---	-----------------

※ 毎月10日、20日、末日が受付締切日です。（土日・祝祭日の場合は翌業務日）受理通知の交付は受付締切日の一週間後になります。